

福井市酒生地区社会福祉協議会規約

＜名称および事務局＞

第1条 本会は、福井市酒生地区社会福祉協議会（以下本会という）と称し、事務局を酒生公民館内に置く。

＜目的および事業＞

第2条 本会は、酒生地区民が健康で文化的な生活を営むことができるように、全住民の協力を得て、地区の福祉の増進と明るい豊かな町づくりに貢献することを目的とする。

＜事業＞

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 地域の福祉に関する総合計画および調査研究。
- 2 地域の福祉活動に対する住民の理解と関心を高めるための、情報の伝達と意識の高揚。
- 3 地域ぐるみの福祉活動の実践。
- 4 住民福祉の増進を目的とする各種団体との連絡調整および活動の助成。
- 5 福井市社会福祉協議会および関係機関との連携。
- 6 その他、本会の目的達成に必要な事業。

＜組織＞

第4条 本会は、酒生地区内の全住民をもって組織する。

＜役員＞

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
顧 問	1 名
副会長	2 名
常任理事	2 0 名以内
理 事	1 5 名以内
監 事	2 名
評議員	1 0 名

<役員を選出>

第6条 役員は次により選出する。

- 1 会長は、理事会にて選出し、総会において承認を得る。
- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 副会長2名の内1名は、会長の推薦・1名は自治連合会長をあて、それぞれについて総会の承認を得る。
- 4 常任理事は、各種福祉団体代表ならびに民生児童委員・福祉委員代表(2名)に会長が委嘱する。
- 5 理事は、福祉委員をもって充てることとし、会長が委嘱する。
- 6 監事は、自治会長の中から選出された2名に会長が委嘱する。
- 7 評議員は、自治会長をもって充てることとし、会長が委嘱する。

<役員の任期>

第7条 役員の任期は次による。

- 1 任期は2年とする。ただし、監事および評議員は1年とする。なお、再任は妨げない。
- 2 欠員が生じた場合は補充することができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

<役員の任務>

第8条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 常任理事は会務を分担して処理する。
- 4 理事は本会の主要事項を審議する。
- 5 評議員は、事業計画および予算・決算について審議する。
- 6 監事は本会の会計監査を行う。
- 7 顧問は会長の諮問に応じて会議に出席し、意見を述べるができる。

<会議>

第9条 本会は、会議として総会・常任理事会・理事会・評議員会を開催する。

- 1 総会は年1回開催する。なお、会長が必要であると認めたときは、臨時に開催することができる。
- 2 総会には、第5条の役員が出席するものとする。
- 3 総会の決議を要する事項は、次の通りとする。

- (1) 事業計画および収支予算に関すること
 - (2) 事業報告および収支決算に関すること
 - (3) 役員の承認に関すること。
 - (4) 規約の改廃に関すること。
 - (5) その他会長が必要と認めた事項。
- 4 その他の会議は、会長が必要と認めた時に開催する。

<庶務・会計>

第10条

- 1 本会に事務局を置き、庶務、会計を担当する。
- 2 本会の経費は、会費・補助金・寄付金およびその他の収入をもって充てる。
- 3 会費は、年度当初の戸数によって各自治会に依頼する。
- 4 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

- (1) この規約は、平成3年4月1日より施行する。
- (2) この規約は、平成6年4月1日より施行する。(一部改正)
- (3) この規約は、平成8年4月1日より施行する。(一部改正)
- (4) この規約は、平成11年4月1日より施行する。(一部改正)
- (5) この規約は、平成17年4月21日より施行する。(一部改正)
- (6) この規約は、平成25年4月25日より施行する。(一部改正)